最終更新日：2017年6月28日
アズマハウス株式会社
代表取締役社長　東　行男
問合せ先：073-475-1018
証券コード：3293
http://azumahouse.com/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「顧客満足度Ｎｏ1を目指し、地域社会と共に発展していくことで、株主様の利益や企業価値を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。株主様の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
また、コーポレート・ガバナンス体制としましては、経営の効率性・透明性を向上させ着実な業績を上げるために次のように制定しております。

1 実効的な内部統制システムの整備
　会議体規程を整備し、各部署は勿論のこと全社横断的に情報の共有や伝達を行うため、報告・連絡・相談の徹底、経営理念の浸透により顧客満足を第一に考えた意思決定と行動の速さ、効率的な経営を心掛け、極めて機能的な組織となっています。

2 経営理念・品質方針・職場の3原則の周知と徹底
　当社は、経営理念を、「すべての分野において「より大切に、より迅速に」をモットーに、商品の品質・性能・お客様への対応・サービスの向上は無限と考え、徹底してこだわり、お客様満足を徹底的に追求していく所存でございます。」と定め、品質方針を「「より大切に、より迅速に」をモットーにより快適な住空間をご提供します。」としています。また、「場を清める、時を守る、礼を正す。」を職場の3原則と定め、全体朝礼で全役職員を集め唱和を行い、全役職員に周知させることで完全な理解と実践を心掛けるように指導しております。人材育成については各部門の専門性を高めるとともに業務マニュアルや業務通達等で広く情報の伝達を行い、全社的な管理システムと各部門内での管理システムの整合を図ったうえで、相互間で業務内容や状況を把握し、業務遂行のための効率性、有効性を高めています。

3 監査役・監査役会
　監査役は、取締役会をはじめとする各種会議に出席して意見を述べるほか、内部監査室や会計監査人との情報交換を通じ、取締役の職務執行の妥当性、効率性などを幅広く検証するなどの経営監視を実施しております。

4 「リスク・コンプライアンス委員会」の設置
　当社内で発生し得るリスクについての未然防止策の策定又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。各部署から選出されたリスクに関する責任者への指導を通じてリスク管理体制を構築・強化しております。また、コンプライアンスの重要性についても啓蒙を行うとともに定期的にコンプライアンス体制のチェックをしております。

5 内部監査室の設置
　取締役及び代表取締役がリスク管理や内部統制システムを整備する責任を負っているとの認識の下、通常の業務執行部門とは独立した「内部監査室」を社長直属組織として設置しております。内部監査室は、業務監査、会計監査により内部統制システムの有効性や業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門に対する監査を通じて、全社横断的に内部統制システムの運用状況を監査するとともに各監査結果のフォローアップを実施し、問題点の解決を図っております。
　このような体制のなかで、日々変化する顧客ニーズや市場動向、法令に対応し、地域社会への貢献や社会的役割を果たしていくうえで、常に企業価値の最大化に努めていきます。不正防止体制の強化、リスク管理体制の強化を図り、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化をしていきたいと思います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1．株主の権利と平等性の確保
　当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。
　また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、社外監査役を選任し意思決定に関する監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。
　ステークホルダーとの適切な協働を実践するため、経営理念及び企業行動憲章を定めるとともに、適宜社内通知を通じて代表取締役社長自らのメッセージを全社員に伝達する等、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

3．適切な情報開示と透明性の確保
　当社は、情報開示を重要な経営課題の一つと捉え、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しています。
　当社は、法令に基づく情報開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要とされる情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや東京証券取引所のWebサイト等を通じて積極的に開示を行っています。

4．取締役会等の責務
　当社の取締役会は、取締役6名及び監査役3名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。
　全ての監査役は社外監査役となっており、社外取締役も選任し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。
　また、取締役の経営責任の自覚と職務執行の責任を明確にし、迅速で的確な意思決定を行うための体制作りも心掛けてまいります。

5．株主との対話
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たすためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要であると認識しています。
　このため当社では、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるよう努めています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東　行男	1,555,000	38.56
東　優子	620,000	15.37
スリーエースコーポレーション	210,000	5.20
東　さゆり	120,000	2.97
東　祐子	120,000	2.97
山本　知宏	71,900	1.78
昔農　千春	61,500	1.52
鈴木　良一	50,300	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	41,300	1.02
松井証券株式会社	24,500	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	東　行男、東　優子
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引の実施に当たっては、取締役会において取引内容及び取引条件を検討した上で決定することとし、少数株主の利益を保護することとしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北畑　米嗣	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北畑　米嗣	○	―――	税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立の立場で経営の監督等の職務を遂行するのに適任であることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、互いに面識を持ち十分な情報交換を行っており、相互に連絡を取りながら効果的な監査の実施を行う体制にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦　純久	他の会社の出身者													
上岡　美穂	弁護士													
鳴瀧　英人	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦　純久	○	―――	長年に渡り勤めた警察官としての豊富な経験と専門知識を有していることから、当社の社外監査役として選任しています。
上岡　美穂	○	―――	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、社外監査役として選任しています。
鳴瀧　英人		当社の取引銀行である株式会社紀陽銀行において長年金融業務を担当しておりましたが、現在、当社との間には取引関係その他の利害関係はありません。なお、同行と当社とは借入等の取引がありますが、その取引は定型的であり、特別な利害関係はありません。その他、記載すべき利害関係はありません。	長年金融業務を担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その経験と社会保険労務士や1級ファイナンシャル・プランニング技能士として培われた豊富な知見から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の会社に対する貢献意欲や株主重視主義を念頭に置いた経営参画意識の向上を図るため、ストックオプション制度を導入し、一定のインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上には、当社の全役職員が一致団結して指揮を高めることが必要であると認識しており、取締役以外にも、常勤監査役、従業員もストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役に区分し、それぞれの年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会事務局がサポートし、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明を行っております。
社外監査役については、常勤監査役1名が非常勤監査役2名をサポートし、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりとなっております。
1.取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事情を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ、運用を行っております。

2.監査役会は、社外監査役3名で構成され、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行についての監査を行っております。

3.内部監査室は、監査役・会計監査人と連携を図りながら、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の監査を通じ、組織横断的に監査を実施しております。

4.リスク・コンプライアンス委員会は、全役職員の法令遵守及び企業倫理の意識を強化させ、経営の透明性及び健全性を確保するために社長を委員長として設置しております。また、当社内で発生し得るリスクについての未然防止策の策定及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、各部署から選出されたリスクに関する責任者への指導を通じてリスク管理体制の構築・強化することを目的としております。また、コンプライアンスの重要性についても啓蒙を行うとともに定期的にコンプライアンス体制のチェックをしております。

5.会計監査人監査は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、決算時における監査を受けているほか、経営及び組織的な諸問題について適宜アド
バイスを受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりです。
PwC京都監査法人 指定社員 業務執行社員 高田 佳和
PwC京都監査法人 指定社員 業務執行社員 浦上 卓也

なお、会計監査人は、社員ローテーションに関し、公認会計士法及び公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規程に基づき、当社監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し監査役全員を社外監査役とすることで独立性を高め、経営への監視機能を強化しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行うなど必要な情報を確保できる体制となっております。更なるガバナンス体制の強化を図るため、適任者を社外取締役として1名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会開催日について、集中日を避けた日程を設定する予定としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	外部機関の主催する個人投資家向けIRイベントに参加しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催予定はありませんが、必要に応じて開催する予定でおります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて決算短信、有価証券報告書、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コンプライアンス統括部情報管理課を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」「企業行動憲章」とこれをもとにした各種社内規程を制定し、従業員、お客様、取引先、株主、地域社会等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地元地域の青少年育成のため、当社主催の野球大会、ドッジボール大会を開催しております。地元地域振興のため、和歌山県サッカー協会及びNPO和歌山からJリーグチームをつくる会（アルテリーヴォ和歌山）の支援を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、その他法令等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努める所存であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保する体制について平成29年5月12日の取締役会決議にて決議した内容は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。

(b) 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

(c) 内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、内部管理体制の適正性･有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、リスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(b) 代表取締役のもとに「リスク･コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。

(c) 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。

(b) 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、業務執行を行う取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。

(c) 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、社長を委員長とする予算委員会及びリスク･コンプライアンス委員会を設置する。

(d) 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備･運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査役･監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。

(b) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。

(c) 当社は、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社の役職員に周知徹底する。

(d) 内部監査部門等の使用人は、監査役からの定期･不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。

(e) 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役･監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。

(b) 監査役･監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

(c) 監査役･監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(a) 平成24年10月15日の取締役会にて反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議し、当社の企業行動憲章、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当請求は一切拒絶することとしております。

b 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備に関する内容

(a)「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としております。

(b) 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置しております。

(c)「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。

(d) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行っております。

(e) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

(f) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築し

ております。
これらを受け、社内では主要な会議（経営会議）や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

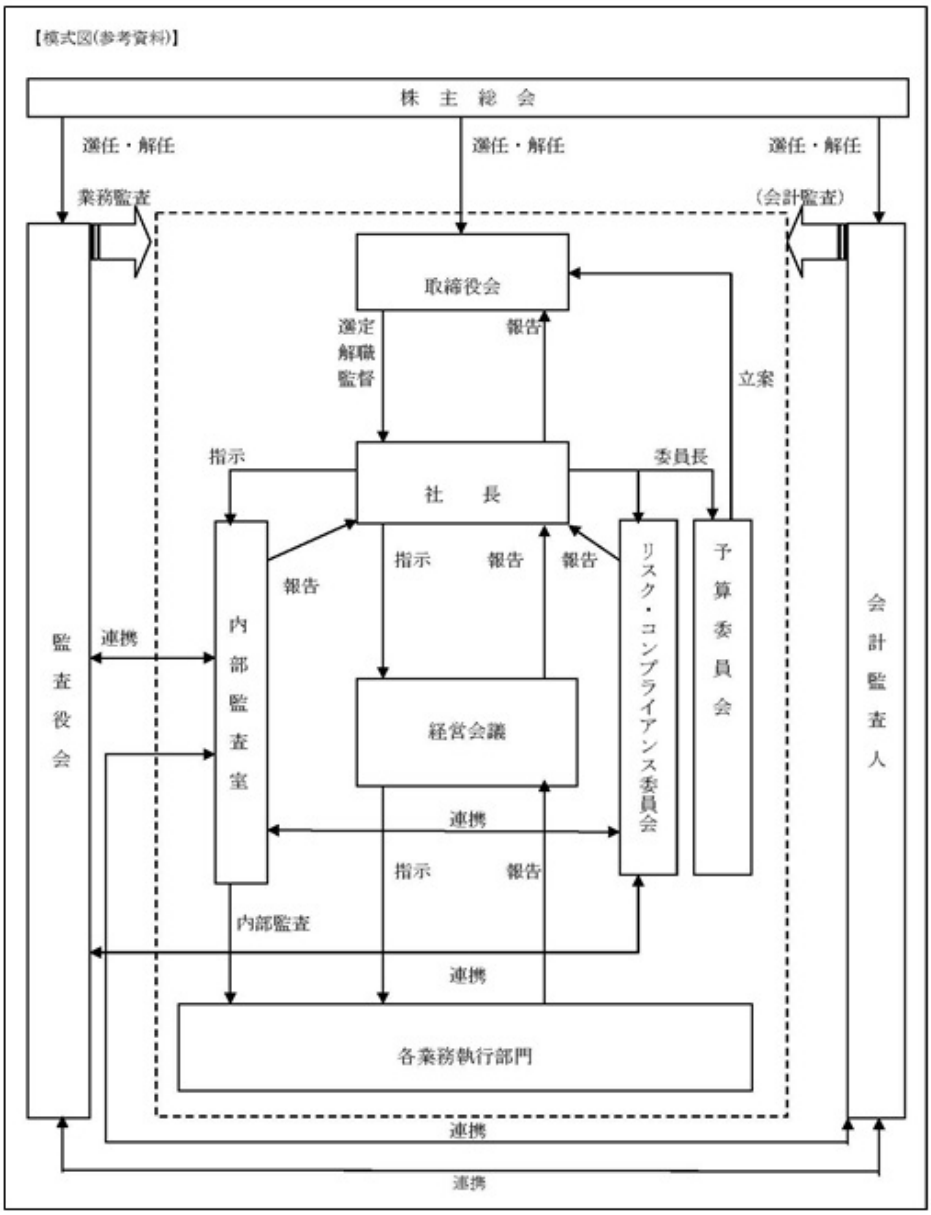
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンスの体制及び会社情報の適時開示に係る社内体制の状況の模式図を示すと、以下のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

